

令和6年度  
朝日町立さみさと小学校  
いじめ防止基本方針

〈資料〉

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた側にも、いじめをした側にも、将来にわたって深く心の傷となって残り、児童の健全な成長に大きな影響を及ぼすものであり、いじめは重大な人権侵害である。

学校においては、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことも見逃さず、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することが重要である。

そのためには、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観に立った指導を徹底していかなければならない。

ここに、「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が、いじめのない楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう「さみさと小学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は下記のとおりである。

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくります。
- (2) 児童、教職員の人権意識を高めます。
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- (4) 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- (5) いじめを早期に発見・早期解決のために、様々な手段を迅速に講じます。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障します。
- (7) 学校内だけでなく保護者・地域・関係機関や専門家と連携・協力して、解決に当たります。

## 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのためいじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組まなければならない。

## 3 いじめの定義といじめに対する基本的な姿勢

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係(注1)のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係のある」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)等、何らかの人的関係のある者を指す。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

## (2) 基本的な姿勢

- ① いじめは、どの学校にもどの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本認識にたつて、児童を観察し、見守る。
- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### ※教師の留意点

- 1 教職員がその場で「大丈夫」「よくあること」「それくらいのこと…」と即断しない。
- 2 いじめの疑い、引っかかる 感覚を大切にする。
- 3 わずかな兆候や児童からの訴えをうやむやにしない。
- 4 被害を「過小評価せず」大きく捉えておく。
- 5 支援・指導のスタートは、「疑わしきもの」への「気づき」から

- ② いじめかどうか判断するよりも、いじめと疑われるもの（事実が未確定の段階のもの）すべてに対応する。
- ・事実を確定
  - ・児童や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かうことを後まわしににしない。
  - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童をしっかり守る。
  - ・いじめる児童に対して「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させると共に、いじめる背景等に対して適切な指導を行う。
  - ・いじめられる児童を徹底し守り通す。
  - ・「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。
- ③ 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを認識する。
- ・教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
  - ・「いじめは絶対に許されない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には、毅然とした粘り強い対応を行う。
  - ・いじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
  - ・教職員と保護者のSNSによる通信は、原則として禁止する。
- ④ いじめの生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。
- ・発達障害を含む、障害のある生徒指導が関わるいじめ
  - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童へのいじめ
  - ・性同一性障害や性的志向、性自認に係わる児童に対するいじめを防止するための対応
  - ・東日本大震災により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童への対応
- ⑤ いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。
- ・職員会議、校内研修会等でいじめの問題について「認識を共有」し、「行動の一元化」を図る。
  - ・いじめを発見し、また相談を受けた場合には、速やかに、いじめ問題対策会議に対し当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(いじめに関わる情報を抱え込み、報告を行わないことは、同項規定に違反し得る。)
  - ・報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。

- ⑥ いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・朝日町教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。
- ・学校と朝日町教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認が円滑に行う。
  - ・学校は、いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
  - ・いじめの問題解決のために、朝日町教育委員会と相談の上、必要に応じて警察等の地域の関係機関との連携を図る。
- ⑦ いじめが解消したと見られた場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
- ・解消とは、行為が少なくとも3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細やかに観察・指導をする。
  - ・教師の児童理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
  - ・定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。
- ⑧ 子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・対応に力を注ぐ。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。  
 イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。  
 ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  
 エ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。  
 オ 金品をたかられる。  
 カ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
 キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
 ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。  
 ケ その他

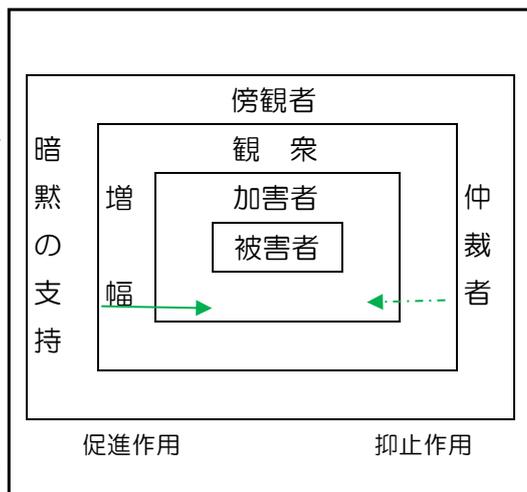
- ⑨ いじめの四層構造について指導を徹底する。

いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆（いじめをはやしたてておもしろがって見ている者）、傍観者（見て見ぬふりをしている者）という四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」が増長したり「傍観者」が黙認したりと、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。

「加害者」「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



- ⑩ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

- ・入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく、家庭との連携を密にする。

## 4 いじめの未然防止・早期発見に向けた具体的な指導

### (1) 学級の中で

#### ① 規範意識を高める

- ・児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・教職員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、様々な活動を通して児童に示すことで、児童が「いじめは決して許されないこと」という認識をもつようにする。
- ・ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

#### ② 自己実現を図る

- ・「分かる授業」に努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図ることができるように、児童が主体となる授業を行うことに努める。

#### ③ 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子供たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実させ、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。

#### ④ 道徳教育の充実

- ・特別の教科 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

#### ⑤ 体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

#### ⑥ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で

豊かな人間関係を築くためのソーシャルスキルトレーニング等の具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(2) 保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、授業参観日の道徳の授業、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(3) 関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の朝日町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、朝日町教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いを進める。

5 未然防止・早期発見のための方策

(1) 未然防止・早期発見に向けて

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。「SOSの出し方」について指導をする。

(2) 相談体制づくり

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告するとともに、職員終礼等を通して校内で情報を共有するようにする。

(3) 未然防止・早期発見の手立て

① 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

② 観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復に当たる。

③ 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡

を密に取り、信頼関係を構築する。

- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### ④ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

#### ⑤ いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、月に1回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

##### ○校内点検

- ・児童玄関の状態、掲示物の点検を行う。
- ・担任を中心に、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

##### ※早期発見のためのセルフチェック

- ア 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。
- イ 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしませんか。
- ウ 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。
- エ 授業中、教職員に見えないように消しゴムなげ等していませんか。
- オ 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。
- カ 自由にグループ分けさせると、特定の児童が残ることがありませんか。
- キ 些細なことで冷やかしをするグループは、ありませんか。
- ク 学級やグループの中で、絶えず周りの顔をうかがう児童はいませんか。
- ケ 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せ付けない雰囲気はありませんか。
- コ 特定の児童に気を遣っている雰囲気はありませんか。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者からのいじめの訴えがあつた場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。（いじめ問題対策委員会への報告、組織的な対応）
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。「いじめ事案初期対応」実践フローチャートを活用して、対応する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・事実確認の結果は、被害・加害双方の児童の保護者に連絡する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と協議し、関係機関に通報するとともに適切な援助を求める。

### (2) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行う。
- ・児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得

る。

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への対応

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聞き取りを行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・いじめた児童の心の中にある悩みや苦しみを十分に受け止め、心のケアを行う。
- ・保護者と直に面談し、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言を行う。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と協議して警察署に支援を求める。

(4) 学級全体への指導

- ・いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ・同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ・「観衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

## 7 ネット上のいじめへの対応

(1) 啓発・研修

- ・インターネットやスマートフォン、携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- ・情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(2) 早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

(3) ネット上の不適切な書き込み等があった場合

- ・問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ・削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。
- ・書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

## 8 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導情報交換会

- ・毎週水曜日に設定し、全教職員で気になる児童等について、現状や指導についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。

② 生徒指導部会

- ・校務分掌の生徒指導担当教職員による児童の情報交換等を適時行う。

③ いじめ問題対策委員会

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任等によるいじめ防止対策委員会を設置する。
- ・いじめの発覚や訴えがあった時、及びいじめ行為が疑われるとき、校長は迅速に「いじめ問題対策委員会」を開催する。召集するメンバーは、いじめ問題対策チームの構成員の他に、関係教職員、SC、SSW等、校長が必要とした関係者を加えるものとする。
- ・定例の委員会は、年度当初と学校評価結果の検討の際に開催する他、いじめ事案発生時は緊急に委員会を開催する。
- ・ケースによっては、早い段階で朝日町教育委員会、警察や児童相談所等の外部機関とも情報を共有し、連携してチームで早期解決するように努める。

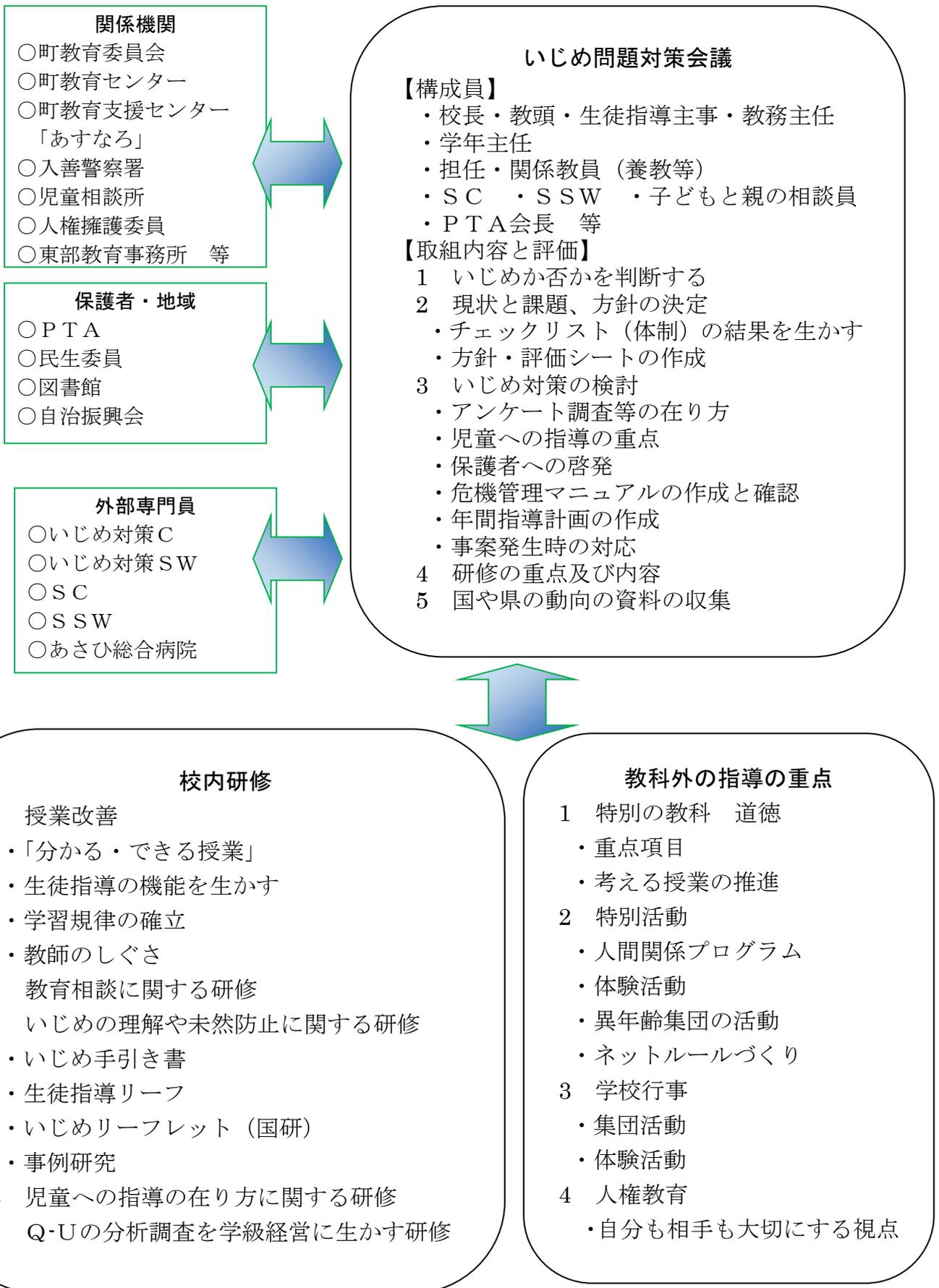
(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。
- ・状況によっては学校関係者を含めた緊急委員会を開催し敏速な対応を行う。学校関係者は、PTA会長、学校運営協議会委員、地元の駐在員等である。

学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

役 職	役割	具体的な内容
校長	責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の策定指針</li> <li>・重大事態の対応時の全体総括               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 総合的な判断と処理</li> <li>② 状況把握</li> <li>③ 役割分担の決定</li> <li>④ 町教育委員会への報告</li> </ol> </li> </ul>
教頭	責任者補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長の補佐</li> <li>・重大事態の対応時の教育委員会や関係機関等への報告・連絡</li> </ul>
教務主任		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画の作成及び有効性の検証と見直し</li> <li>・授業改善の推進               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 分かる授業、できる授業</li> <li>② 学習規律</li> </ol> </li> </ul>
生徒指導主事	教育相談コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の策定、公開、見直し</li> <li>・生徒指導に関する情報の収集、整理、提供</li> <li>・学級担任等との相談、助言</li> <li>・教職員の共通理解               <ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめの理解や未然防止に関する研修</li> <li>② 児童への指導の在り方に関する研修</li> </ol> </li> <li>・生徒指導委員会の開催</li> <li>・アンケートの実施</li> <li>・個別面談や相談の受け入れ、集約</li> <li>・いじめ等の問題行動への対応</li> </ul>
学年主任		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状況及び集積状況の把握</li> <li>・生徒指導に関する情報の収集、整理</li> <li>・学級担任等との相談、助言</li> <li>・被害児童及び加害児童の面談</li> <li>・保護者への対応</li> </ul>
担任		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健康状況及び出席状況の把握</li> <li>・特別の教科 道徳の時間の充実</li> <li>・日記等による児童との情報交換</li> <li>・被害者生徒及び加害者生徒の面談</li> <li>・保護者への対応</li> </ul>
養護教諭		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健康状況及び出席状況の把握</li> <li>・保健室訪問の児童の実態把握、情報伝達</li> <li>・児童の心のケア</li> </ul>
関係教職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健康状況及び活動状況の把握</li> <li>・「いじめではないか」と感じられた場合の情報提供</li> </ul>
SC SSW 子どもと親の相談員	アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談に関する研修の推進</li> <li>・被害者児童や保護者への心のケア</li> </ul>

## 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織【法22条】



## 9 重大事態への対処

いじめの重大事態については、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適切に対応する。

### (1) 重大事態の意味

法第 28 条第 1 項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

※「いじめにより」とは、前各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

※第 2 号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 重大事態への対処

- ・いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに町教育委員会及び必要に応じて警察等の関係機関へ報告を行う。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態に係る調査の指針(概要)

(平成 28 年 3 月 不登校重大事態に係る調査の指針 (文部科学省初等中等局)より)

○学校の対応

流れ	内容
<b>欠席開始</b> ※重大事態に該当すると「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯認」といった意味ではない。	<ul style="list-style-type: none"><li>・月 3 日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。</li><li>・学校は欠席 30 日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 準備作業の確認事項<ul style="list-style-type: none"><li>① 実施済みのアンケート調査</li><li>② 関係児童生徒からの聴取・確認</li><li>③ 指導記録の記載内容の確認等</li></ul></li></ul>
<b>町教育委員会に相談</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該児童及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。</li><li>・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が 30 日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に説明できるよう準備をしておく。</li></ul>
<b>重大事態発生と判断</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7 日以内に朝日町教育委員会に報告する。</li><li>・<u>生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに朝日町教育委員会に報告する。</u></li></ul>

○町教育委員会の対応

流れ	内容
<b>重大事態の報告</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・町長に報告する。(口頭ではなく書面が望ましい)</li><li>・教育委員に説明する。</li><li>・対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議を招集</u>する。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。</li><li>・会議での配慮事項<ul style="list-style-type: none"><li>① 個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりすることもある。</li></ul></li></ul>
<b>調査主体の決定</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・町教育委員会が、調査主体を町教育委員会にするか学校にするかを決定する。</li><li>・原則学校の調査組織で調査を行う。</li><li>・町教育委員会が調査を行う場合<ul style="list-style-type: none"><li>① 学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合</li><li>② 学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等</li></ul></li></ul>

○調査の主体（町教育委員会または学校）の対応

流れ	内容
調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童、保護者、教職員、関係する児童への聴取による調査をする。</li> <li>・聴取事項（いじめの行為について）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○いつ頃から○誰から○態様○背景事情や人間関係○指導経緯等</li> </ul> </li> <li>・留意事項（詳細は不登校重大事態に係る調査の指針P5・6）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本姿勢                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害児童に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。</li> <li>○いじめを行った児童に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。</li> </ul> </li> <li>② 被害児童からの聴取にこだわらない</li> <li>③ 方法の工夫(オープンな質問等)</li> <li>④ 聴取環境や時間帯への配慮</li> <li>⑤ 報告・記録の重要性</li> <li>⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発</li> <li>⑦ 資料の保管</li> </ul> </li> </ul>
調査結果の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2を参考に調査報告書を作成する。</li> <li>・留意事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象児童への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。</li> </ul> </li> </ul>
児童生徒・保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32を参照のこと」)</li> <li>・いじめをしていた児童とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。</li> </ul>
町長へ報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面をもって報告する。</li> <li>・教育委員会会議で説明する。</li> <li>・再調査が必要な場合は、町長が指示する。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。</li> </ul>

## 10 教職員の指導力の向上

- ・いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知し、普段から教職員の共通理解を図る。
- ・様々な機会を通して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

## 11 その他

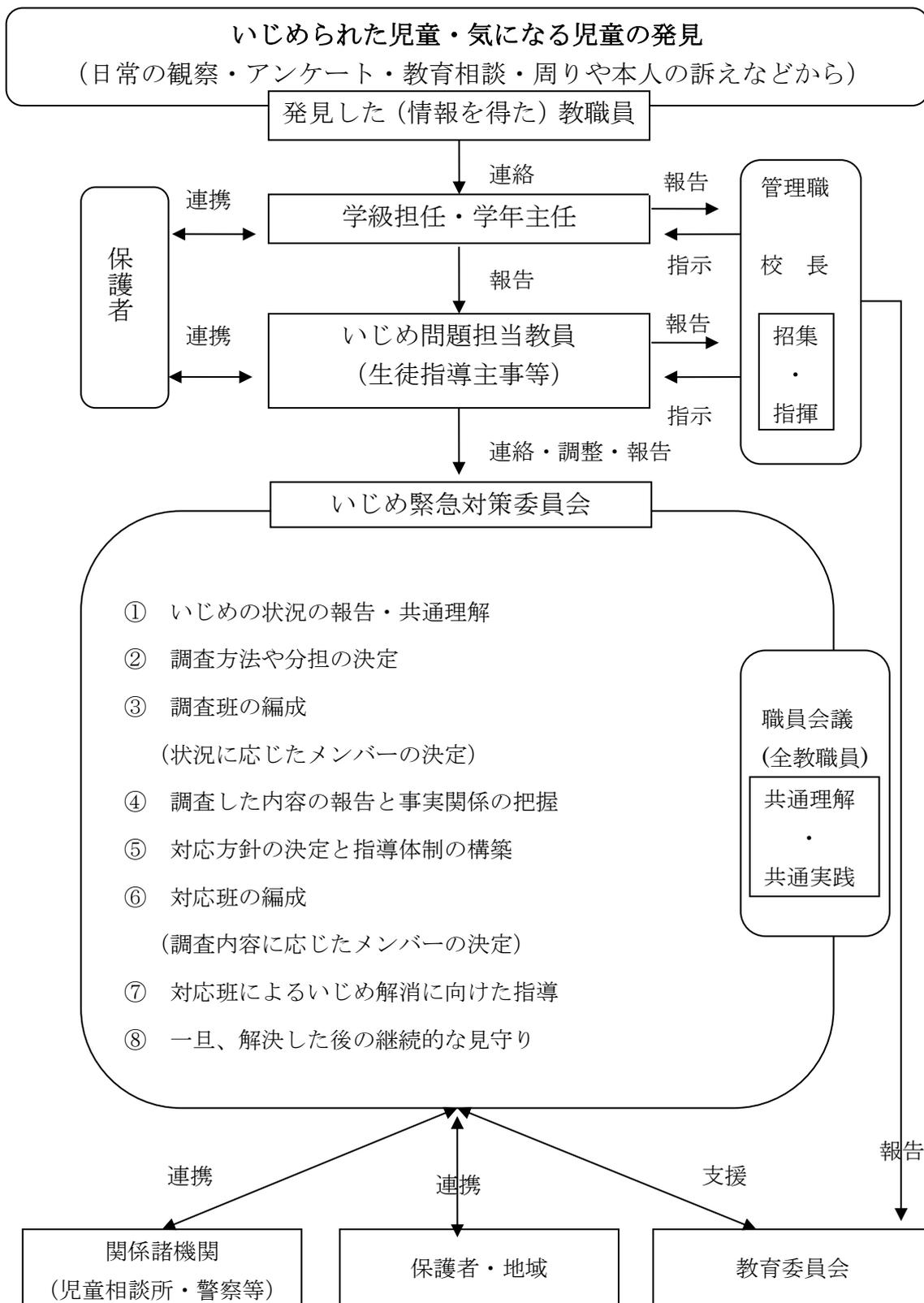
### (1) 公表

- ・ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。

### (2) 評価

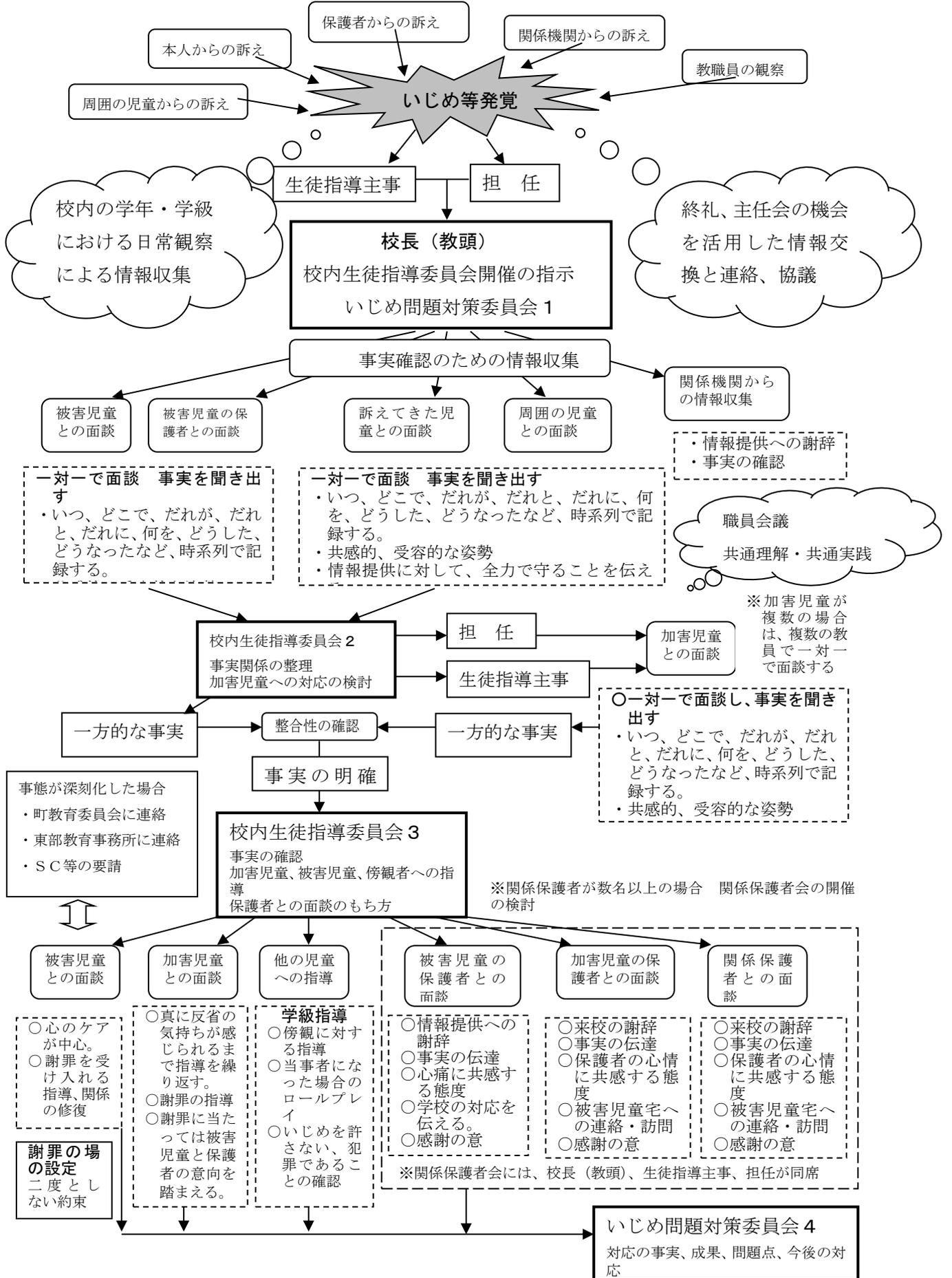
- ・年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ・年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、教職員で評価する。
- ・いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。

(3) いじめが発生した場合の組織対応の流れ



# 学校におけるいじめ防止等のための組織

## 【いじめ等（問題行動を含む）発生時の行動計画】



# 重大事態の発生時の対応図 学 校

- ☆生命心身財産・不登校重大事態ではないかと認めた場合
- ☆保護者から重大事態ではないかと申し出があった場合

「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定する」といった意味ではない。

## 校内いじめ対策組織

- ① メンバー
  - 教員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・関係教職員（担任、養護教諭等）
  - 学校関係者：PTA代表等
  - 専門家：いじめ対策SC、SC、SW
- ② 情報の収集、記録、共有
- ③ 方針・対応策・役割分担等

### 重大事態と判断

校内いじめ対策組織で方針と対策について協議し対応する。

指導・支援

### その他のいじめと判断

・校内生徒指導委員会で対応

報告・相談

## 朝日町教育委員会

局長 局長代理 ・内容の把握・相談

教育長に報告

重大事態と判断

町長へ発生報告

- 「教育委員会会議」の開催
- ① 学校への指導・指示
  - ② メンバーの招集・協議
  - ③ 調査の主体を決定
  - ④ 町教委が主体となったときは調査及び報告書の作成

町長

保護者からの相談

朝日町教育センター  
・保護者等からの相談内容  
・いじめ定例報告

教育委員に報告

次の場合が考えられるため、朝日町教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、朝日町教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、朝日町教育委員会が重大事態と判断する場合

## 学校事故発生時の対応について

### 1 迅速に動く

- (1) その日のうちに謝罪・報告（校長、教頭、生徒指導主事）
  - ① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。
  - ② 時間をおかずに関係教職員を集め、事実を確認する。  
必要に応じて児童にも面談し、事実確認を行う。
  - ③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。
  - ④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

### 2 組織を生かす

- (1) 担当者の報告を受け、必ず、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年教職員等で対応策を協議する。
- (2) 保護者面談や家庭訪問は、できるだけ複数で行う。
- (3) 必要に応じてSCやSSWを活用する。

### 3 教頭を前面に — 校長は学校の最終判断まで表に出ない —

- (1) 総括として保護者へ説明する段階で、初めて校長が保護者の前に出る。
- (2) 教頭は、自分の考えをしっかり校長に伝える。

### 4 正確な記録と分析—可能な限り逐語で記録し、分析する—

言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違うことがある。言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

### 5 教育委員会との連携

- (1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。
- (2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

## 対応時期の目安

<b>学校の設置者等に速やかに報告</b>	① 事故の場合 ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故 ② いじめに係る重大事態 ・生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知した時・不登校の場合は、欠席30日（目安）に到達する前 ※保護者から申し出があった場合は、その時点
確認 ・いじめ防止対策推進法 ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・不登校重大事態に係る調査の指針	
<b>事故の発生（第1報）を可能な限り早く保護者に連絡</b>	・事故の概況、けがの程度等、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
<b>原則として3日以内を目途に、聞き取りを完了</b>	・校長・教頭等が関係する全ての教職員を集め、聞き取りを実施する。 ・必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取りを実施する。
<b>1週間以内に保護者に説明</b>	・発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性などを整理して説明する。
<b>記録の整理(日ごとに)</b>	・情報を時系列にまとめる。 ・事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理する。

いじめ問題への取組の年間指導計画

	4月	5月	6月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施		
	いじめ問題対策委員会 実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	P T A 総会及び 学年懇談会での 保護者啓発	個別懇談会での 保護者啓発
未然防止への取組	学級・学年づくり、人間関係づくり、道徳性を身に付ける取組 (※校外学習の計画・実施)		
		縦割り活動 (あいさつ等)	親学び
早期発見への取組	いじめ実態把握調査① (5月 いじめアンケート 6月 生活アンケート)		
			Q-U (学級診断尺度調査)
		情報交換会 (週1回実施)	教育相談週間①

	7月	8月	9月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施		
		いじめ問題に関する教職員研修会 (※SC等、専門家による)	いじめ問題対策委員会 実施② ・2学期の指導計画の確認
未然防止への取組	学級・学年づくり、人間関係づくり、道徳性を身に付ける取組 (※運動会の計画・実施)		
	縦割り活動(業間活動)		縦割り活動(業間活動)
早期発見への取組	いじめ実態把握調査① (7月 いじめアンケート 9月 いじめアンケート)		
	学校評価アンケート①		
	情報交換会 (週1回)		

	10月	11月	12月
校内委員会等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施         </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             いじめ問題に関する 保護者研修会 (情報機器トラブル)           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             個別懇談会での 保護者啓発           </div>
未然防止への取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             学級・学年づくり、人間関係づくり、道徳性を身に付ける取組 (※6年宿泊学習の計画・実施)           </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             「なかよし集会」の実施②           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             「人権週間」への取組 (※集会、学級指導)           </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             縦割り活動（業間活動）           </div>		
早期発見への取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             いじめ実態把握調査（10・12月 いじめアンケート、11月 生活アンケート）           </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             Q-U（学級診断尺度調査）           </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             教育相談週間② (※一人一人と面談)           </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             情報交換会（週1回に実施）           </div>		

	1月	2月	3月
校内委員会等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施         </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             いじめ問題対策委員会 実施③ ・3学期の指導計画の確認           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             学級懇談会での 保護者啓発           </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             いじめ問題対策委員会 実施④ ・指導計画の見直し           </div>
未然防止への取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             学級・学年づくり、人間関係づくり、道徳性を身に付ける取組 (※6年生を送る会、卒業式の計画・実施)           </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             縦割り活動（業間活動）           </div>		
早期発見への取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             いじめ実態把握調査（1・3月 いじめアンケート、2月 生活アンケート）           </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             学校評価アンケート②           </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             情報交換会（週1回実施）           </div>		